

2020年6月11日

日本弁護士連合会 懲戒委員会 御中

## 陳述書

弁護士 酒井 将（業務停止中）

### 1 はじめに

2020年3月12日に、私と浅野健太郎弁護士（以下「浅野」と言います）、弁護士法人ベリーベスト法律事務所（以下「当法人」と言います）は、業務停止6か月の懲戒処分を受けました。

私どもは、司法書士法人新宿事務所（以下「新宿事務所」と言います）が作成した引き直し計算書の電子データや共同訴訟の訴状等が、当法人の事件処理に必要な資料であるから、新宿事務所の業務に対する対価を支払って、それを譲り受けたという認識でした。しかし、東京弁護士会懲戒委員会は、これを違法な事件の紹介料であると認定しました。司法書士の報酬の清算は、司法書士が依頼者とすべきものであり、弁護士が直接支払ってはいけないというのが主な理由です。しかし、司法書士の報酬の清算方法のやり方の違いで、それが「品位を失うべき非行」となり、しかも、犯罪行為をしたのと同程度の業務停止6月という極めて重い処分を受けるということは、どう考えても納得がいくものではありませんでした。

本件の経緯については、私の陳述書（懲乙6の第6項32頁から62頁）に記載がありますが、今回の陳述書では、2014年12月に、新宿事務所からはじめて連絡があったときから、現在に至るまでの事実の経過とその時々で私がどのようなことを考えて行動してきたかを時系列に沿って改めて陳述していきたいと思います。

### 2 控訴案件の引継ぎ

2014年12月頭に、弁護士や司法書士の業務コンサルティングを手掛ける株式会社船井総合研究所より、「新宿事務所が簡易裁判所に提訴したほぼ全ての案件について地方裁判所に控訴されていて、代理権外しをされている。地方裁判所での対応ができる弁護士の数が足りずに困っているので、一度、話を

聞いてくれないか。」という打診がありました。その後、新宿事務所の阿部代表司法書士と齋藤副代表司法書士が当法人に来所し、詳しい話を聞いたところ、以下のとおりでした。

「2014年春頃から、大手貸金業者らが一斉に新宿事務所との過払金の任意和解交渉を拒否するようになった。新宿事務所はやむを得ず過払金返還請求訴訟を簡易裁判所に一斉提訴した。その数毎月数千件。しかし、勝訴判決を取得しても、ほぼ全ての案件について、地方裁判所に控訴され、代理権外しをされている。代理権超え案件は、付き合いがある複数の弁護士事務所に引き継いでいるのだが、案件の数が多すぎて既存の弁護士だけでは対応しきれない。そこで、債務整理事件を専門的に扱っている大手の弁護士事務所を紹介してほしいということで船井総研に相談したところ、ベリーベストの紹介を受けた。」

新宿事務所は、2008年の設立で、事務所開設以来、過払金返還請求事件に注力してきた事務所です。2014年頃には、多額の広告費をかけて、全国的に、「フリーダイヤル10、20、30」と連呼するテレビやラジオのコマーシャルを大量に流していました。その結果、当時は、新宿事務所の過払金返還請求事件の月間受任件数は1万件を超えることもあったと聞きます。当時、法律事務所でもっとも多く債務整理・過払金返還請求事件を取り扱っていたのは、弁護士法人アディーレ法律事務所ですが、アディーレの月間受任件数は500件程度と聞いたことがあるので、新宿事務所は、アディーレの約2倍もの案件を受任していたことになります。新宿事務所が、そんなにたくさんの案件を受任するものですから、過払金返還請求を受ける側である貸金業者は、新宿事務所の勢いを抑えようと、あの手この手で対抗していました。その対抗手段の一つが、大手貸金業者らが徒党を組んで行ったこの代理権外しだったわけです。

当時、新宿事務所のコマーシャルは、とても刺激的な内容で、かつ大量に流れていたため、私たち弁護士の多くは、新宿事務所に対して良いイメージを持っていなかったと思います。巷では、新宿事務所が大量に過払い案件を受任しているので、事件処理がずさんになり、依頼者のためにならない安易な低額和解をしているのではないか、などと疑う声も耳に入っていました。

しかし、新宿事務所に依頼した依頼者を保護すべきことは、新宿事務所の評判とは無関係です。貸金業者から代理権外しをされることで、依頼者は本人対応を強いられ、または自ら弁護士を探さなければならないことになってしまい、不利益が大きいことから、当法人は、依頼者からの委任を受けて、控訴審の対応をすることとしました。相当な件数の控訴審案件がありましたが、当法人が控訴審の対応をすると、間もなく貸金業者は控訴することを止めました。

### 3 140万円超え案件の引継ぎ

すると、新宿事務所は、当法人に対し、控訴審対応だけでなく、過払金が140万円を超えて司法書士の代理権を超える案件についても、対応することができないかと打診してきました。2014年12月下旬の話です。

私はちょうど早めの冬休みに入っていたのですが、12月25日に、債務整理実務を担当していた当法人の A 弁護士から私に電話があり、新宿事務所から、「140万円超えの過払い案件の依頼が来たのだが、受任しても大丈夫か」と尋ねられました。A 弁護士によれば、新宿事務所では、多数の140万円超え過払い案件が引き継ぐ弁護士がおらず滞留しており、このまま引き継ぐ弁護士がいないと、過払い金返還請求権が消滅時効にかかるてしまうものも複数あるから、なんとか引き継げないかと打診されたということでした。

私は、「過払い金を時効にかけてしまっては大変なことになるから、すぐに当法人と依頼者との間で委任契約を締結し、新宿事務所の引き直し計算結果にしたがって、過払い金返還請求書を貸金業者に送って、時効中断の措置を取るべきであること」「当法人のマンパワーからして、受任できる数に限りがあるかもしれないが、ひとまずは、できる限り、新宿事務所からの引継ぎを受けて、依頼者が放置されないように努力しよう。」と A 弁護士に指示したのでした。

この件については、翌年2015年1月に、新宿事務所の阿部代表と斎藤副代表と面談の機会を持つことになりました。新宿事務所によれば、140万円超えの案件も毎月債権者数で千件程度発生していて、これらを以前から付き合いのある複数の弁護士事務所に引き継いでいるのだが、控訴案件と同様に、件数が増え過ぎたために、弁護士が足りないというのです。他に引き継ぐ先の候補の弁護士事務所もなく、依頼者を見捨てるような形で辞任することもできないから、なんとか引き継いで依頼者を救済してほしいということでした。

そもそも、新宿事務所は、2008年の設立以降、140万円を超えて司法書士が代理できない過払金返還請求事件について、付き合いのある弁護士事務所に引き継いできました。新宿事務所の受任件数の増加とともに、代理権超え案件が発生する件数も増え、その都度、引き継ぐ先の弁護士事務所を増やしていく、当法人に打診があった時点では、既に5つもの弁護士事務所が新宿事務所の代理権超え案件を引き継いでいました。それら5つの弁護士事務所は、それぞれ多数の弁護士が所属していましたが、それでも対応できる弁護士の数が足りず、増え続ける代理権超え案件に対応できなくなっているとのことでした。

当時、当法人も債務整理事件のほか、多数の一般民事事件（交通事故・労働事件等）・家事事件（離婚・相続等）・刑事事件（私選）・企業法務案件（M&A・組織再編・事業承継・IT法務・不動産事件・債権回収・知的財産・労働事件・ベンチャー法務・中国法務等々）・その他の案件（B型肝炎給付金請求等）を抱

えており、突然たくさんの代理権超え過払い案件を引き継がれても対応できるかどうか不安がありました。しかし、ちょうど67期司法修習生が新人弁護士として20名程度入所したタイミングでしたので、もともとの当法人の所属弁護士たちに加えて、彼ら新人弁護士にも過払金返還請求事件の処理をきちんと教育した上で稼働してもらえば、十分に対応が可能だと考えるに至りました。そこで、新宿事務所からの依頼を受け、当法人のキャパシティーで対応できる限度であれば、代理権超え案件を引き継いでいくことを決定しました。

もし、当法人が引き受けなかったら、依頼者はまたゼロから弁護士を探さなければならなくなっていたはずです。過払金返還請求事件は消滅時効が迫っている案件也非常に多く、司法書士から弁護士への引継ぎができなければ、過払金を時効消滅させてしまうなど、依頼者に大きな不利益が発生していたことは間違ひありません。

なお、当法人が新宿事務所から代理権超え案件の引継ぎを開始した時点では、新宿事務所が引継ぎまでに行った業務の報酬についてどのようにするべきかという話は詰めていませんでした。とにかく、急いで引継ぎをしないと、依頼者が困るということで、そのような話などせずに引継ぎを開始しました。また、この時点では、上記のとおり当法人の新人弁護士にも稼働してもらえば新宿事務所から引き継ぐ代理権超え案件に十分対応できると考えていたため、新宿事務所に訴状等一式の作成を依頼するといった話もありませんでした。

もっとも、当法人で一から引き直し計算をやり直すことは二度手間になるので、引継ぎを受けるにあたり、はじめから新宿事務所の作成した引き直し計算の電子データを譲り渡してもらっていました。新宿事務所が作成した引き直し計算の電子データは、当法人が当然に譲り受けられる性質のものではないので、この譲受けにあたっては、何らかの対価を支払う必要があるだろうと考えていました。

#### 4 新宿事務所へ業務委託した経緯について

##### (1) 全件訴訟提起

ところで、当法人が新宿事務所から引き継ぐ案件は140万円超えの高額案件ばかりです。このような案件は、元金と元利金の差額が平均して100万円を超えるほどに大きく、元利金満額を回収するためには、原則として訴訟を提起しなければなりません。実例を挙げて説明すると、会認知事件の綱紀委員会弁明書(2)の別表に記載したとおり、2016年7月に当法人が新宿事務所から引き継いだ代理権超え案件(452件)において、過払元金(取引分断等の各種論点について保守的に考えた金額)の平均額は195万0813円でしたが、過払元利金(すべて一連計算による請求日付での最大請求額)の平均額

は365万9355円となっており、その差額は優に100万円を超えていました。

当法人は、依頼者の利益を最大化するために、原則として元利金満額を回収する方針なので、このように、過払元金と過払元利金の差額が大きい場合には、訴訟を提起することが原則となります。任意の交渉では、基本的に貸金業者は遅延利息を支払ってこないからです。140万円超えの高額案件の場合は、遅延利息の有無で差額が100万円を超えるほど大きいので、自ずと全件について訴訟提起することとなりました。

## (2) 訴状作成まで可能であるとの新宿事務所からの打診

新宿事務所から引き継がれる代理権超え案件は、毎月300件程度という、当初の私たちの想定を上回るペースで増えていきました。しかし、既に受任している案件や日々当法人に直接依頼される案件に加えて、当初想定していた以上のペースで引き継がれることとなった140万円超え過払金返還請求事件を速やかに提訴できるほどの事務処理能力は当法人にはありませんでした。

引継ぎを開始してから間もない2015年1月半ば頃のことですが、想定した以上のペースで引き継がれることが判明しました。そのため、当法人は、実務担当者を通じ、自前での処理能力を超える案件の引継ぎを断ろうとしました。しかし、新宿事務所から、新宿事務所作成の相談から引き直し計算までの成果物の電子データを当法人に引継ぎ、かつ、訴状や証拠資料、証拠説明書など裁判関係資料の作成まで新宿事務所において対応することが可能であるから、毎月300件程度の過払金返還請求事件をスムーズに提訴まで持っていくことが可能であるとの提案を受けたのでした。要するに、新宿事務所には、債権調査から訴状作成まで、司法書士として法律上許される業務を最大限やってもらい、当法人は、提訴以降の出廷等代理人活動を分担するということです(当然、当法人は受任にあたり依頼者から新宿事務所が聞き取った内容の再確認をしたり、訴状の内容もチェックします)。司法書士が受任した事件について、自らの資格の範囲内で最大限できる業務をこなしたうえで、弁護士に引き継ぐことは何ら責められません。新宿事務所から案件引継ぎを受けていた他の5つの法律事務所も、同じ業務を新宿事務所に依頼しているとのことでしたので、当法人もこの業務を新宿事務所に委託しようと考えました。

なお、当法人では、代理人弁護士の出廷負担の軽減と印紙代節約の観点から、過払金の回収に当たっては5名から10名程度の共同原告による共同訴訟を貸金業者に起こしていましたが、新宿事務所は、共同訴訟での訴状作成に対応してくれました。その際、担当弁護士からの訴状の修正指示等にも丁寧に対応てくれました。共同訴訟を提起するに際し、共同訴訟用の裁判書類の作成は

最も作業ボリュームのある部分です。新宿事務所から引き継がれて訴訟を提起することになった案件について、当法人の担当弁護士が共同訴訟用の裁判書類の作成を行うとなると、迅速な訴訟提起ができず依頼者に迷惑をかけてしまうことになります。新宿事務所が当法人の担当弁護士の指示に従って共同訴訟用の裁判書類一式（訴状、証拠説明書、証拠のそれぞれの正本、副本、控え）を作成し、これを紙ベースで納品してくれるというのは、当法人の業務負担の軽減だけではなく、依頼者にとっても迅速な訴訟提起が可能となり、過払金の早期回収を実現できるメリットがありました。これにより、当法人は、新宿事務所から引継ぎを受けた案件について、共同訴訟の形で裁判書類一式を揃えて、直ちに大量提訴できる体制を整えることができ、新宿事務所から引き継がれた多数の過払金返還請求事件を迅速に提訴し、ほぼ元利金満額の過払金を回収する形で早期に事件を解決することができるようになりました。

この点、議決書では、新宿事務所に訴状作成業務を委託すべきではなく、当法人が訴状を作成すべきだったと指摘されています。しかし、現実問題として、当時の当法人のマンパワーでは、それは無理でした。それを実行しようとする場合、事務員を複数名採用して、彼らを教育する必要がありましたが、そうすると、体制を整えるまでに数ヶ月かかってしまいます。数ヶ月経過すれば、過払い事案が軽く1000件程度は滞留してしまうので、現実的に無理だったのです。また、新宿事務所からの代理権超え案件の引継ぎは、いつ終わるかもわからないものでしたから、それに対応するためだけに、新規に人員体制を増強することは考えませんでした。

そもそも代理権超え案件の依頼者は、新宿事務所の依頼者ですから、事情を知っている新宿事務所が訴状を作成するということが、効率的かつ合理的で、迅速な事件処理にも資すると思いましたし、最初に事件を受任した司法書士が、裁判書類の作成まで、司法書士の法令上の権限の範囲内でやれることを全部やったうえで、弁護士に引き継ぐということも、ごく自然なことだと思いました。

## 5 新宿事務所に業務委託費用を支払うことが有償周旋に該当しないこと

### （1）新宿事務所に支払う業務委託費用について

こうして、新宿事務所から、引き直し計算書等の事件処理に必要な成果物の電子データの引継ぎを受け、原告5名から10名程度の共同訴状を証拠や付属書類も添付のうえ、裁判所に提出できる状態で納品を受けることになりました。新宿事務所が業務として行なった成果物の電子データ等を譲り受け、また、訴状作成業務を委託するわけですから、当然、無償でやってもらえるなどとは思っていません。そういう発想ははじめからありませんでした。当法人が過払い金返還請求事件の処理を迅速に進めるために、新宿事務所の業務の成果を利用

し、また、新宿事務所に業務を発注するのだから、当然、それに対する報酬を支払う必要があるという認識です。これを無償でやれなどと図々しいことを言えるわけがありません。それは、商取引として非常識な発想です。

新宿事務所からは、他の5つの事務所との間では、引き直し計算書等成果物の電子データ譲り渡しと訴状等作成の費用は、1件あたり19万8000円とされていると聞きました。

ここで問題となるのが、紹介を受けた案件に関して業務委託費19万8000円が支払われるということです。先に説明したとおり、新宿事務所には電子データの提供や訴状作成等の様々な作業をしてもらっていますから、対価を支払うべきことは当然だと思っていました。しかし、弁護士から案件の紹介元の司法書士に直接お金が動く場合に、有償周旋として違法だと言われてしまわないかという点が気になり、この点について検討する必要が生じました。

## (2) 有償周旋に該当しないことの法的意見の取得について

新宿事務所は、業務委託費の支払が弁護士法72条後段の周旋料の支払に該当しないことについて顧問弁護士の適法意見を得ていました。当時の新宿事務所の顧問弁護士は、東京弁護士会副会長経験者である**B** 法律事務所代表の**C** 弁護士でした。同弁護士は、1件当たり19万8000円という金額でも適法であると述べていました。

2015年3月25日に、私たちも、新宿事務所に報酬を支払うことが弁護士法72条後段の有償周旋に該当しないかどうかについて、近藤早利弁護士に見解を伺いに行きました。近藤早利弁護士は、私が新人弁護士の頃、勤務弁護士をしていた第一中央法律事務所のパートナー弁護士で、司法修習旧59期（後期）～旧62期（前期）まで、司法研修所の民事弁護教官を務めた弁護士です。第一中央法律事務所を開設する以前は、2007年度に東京弁護士会会長及び日弁連副会長を務め、2012年～2014年まで東京電力の取締役会長を務めた下河辺和彦先生が開設した下河辺・近藤法律事務所のパートナー弁護士でした。私が独立開業して以降も定期的にお会いし、教えを乞う関係にある私が尊敬する弁護士です。東京弁護士会の非弁提携弁護士対策本部による調査の時点でも、私どもの代理人を務めてくださっていました。近藤早利弁護士の見解は、「司法書士は140万円以下の法律事件について代理権を有するので、その前提として、債務整理事件・過払金返還請求事件の依頼を受けて債権調査することができる。その結果、140万円を超えた場合には代理権を有しないが、当該140万円を超えた過払金返還請求事件に関し、訴状等の法律文書を作成することは司法書士法上認められる。よって、それらの業務について司法書士が報酬を受領することは問題ないと思う。」というものでした（懲乙

4 近藤陳述書)。

(3) 「謝礼」は周旋との間に對価的関係が必要であること

私たちも、弁護士法や弁護士職務基本規程の解説を入念に確認しました。条解弁護士法第4版612頁によれば、弁護士法72条の「報酬」とは、「法律事務を取り扱うことやこれらの周旋をすることと對価的関係に立っていることが必要であり、直接的、間接的を問わず、この對価的関係がないときは、本条違反の罪は成立しないものと解される。けだし、『報酬』という概念は、一般に、一定の役務の對価として与えられる反対給付をいうものであって、對価的関係が当然の前提となっているものと解されるし、この要件を不要とすると、処罰の範囲が無限定になってしまうからである。」とあります。

当法人の新宿事務所に対する業務委託報酬は、あくまで新宿事務所が行う業務との間に對価的関係があるのだから、これを、弁護士法72条の「報酬」すなわち紹介に対する謝礼あるいは對価だと認定することはできません。そのような解釈は、処罰範囲を不当に拡大し、罪刑法定主義に違反します。

したがって、紹介された案件について業務を委託し、その業務委託費を支払うことは、それは業務の對価であって紹介に対する對価ではないのだから、原則として許されるのであり、例外的に業務委託費用が不相当地過大であって紹介料を含むと考えざるを得ないような場合でない限りは、紹介料とみなされることはないと考えました。

(4) 司法書士会連合会の報酬のアンケートの確認

そのうえで、この金額が不相当地高額だと言われ、紹介料を含むとの指摘を受けることのないよう、日本司法書士会連合会が調査した司法書士報酬のアンケート(請求事件乙1)も確認し、訴状作成報酬の平均値や、140万円超過払金返還請求事案における引き直し計算等に必要な作業時間などから、19万8000円という金額が相場を逸脱していない金額であることも確認しました。新宿事務所において、司法書士やスタッフの人工費をはじめ、システムの開発保守運用費、広告費、事務所家賃など、いずれも無視しえない経費がかかっているので、19万8000円を下回ると利益が出せなくなる可能性があることや、後述のように、新宿事務所がもともとは依頼者と19万8000円で合意をしていたという事情があることも勘案し、当法人は、新宿事務所との間で、19万8000円で業務委託契約を締結することとなりました。

(5) 正当な理由に基づく報酬分配として許容されると考えたこと

職務基本規程12条の解説によれば、弁護士と他士業間の合理的な基準に

基づく報酬分配は許されることが示されており、報酬分配の際に、弁護士と他士業の各自が、依頼者との間で個々に契約を結ぶ必要や、依頼者に対して報酬の分配割合を開示することまで要求されていませんでした。また、いわゆるワンストップ・サービスを同時的協業に限り、リレー方式を認めない記載もありませんでした。そのため、新宿事務所への業務委託費の支払いは、正当な理由に基づく報酬分配として許容されると考えました。

(6) 以前は19万8000円について依頼者と合意がなされていたこと

ところで、当法人は、新宿事務所との間で、業務委託費の支払い方法についても議論をしていました。業務委託費を、当法人が、新宿事務所に直接支払うと、いかにそれが業務委託費だとしても、新宿事務所から紹介を受けた事件であるが故に、紹介料ではないかと誤解を招くおそれがあります。そこで、新宿事務所が、引き直し計算書等電子データの作成及び作成した訴状等を、依頼者との間で19万8000円の報酬と引き換えに譲り渡す旨の合意をし、そのうえで、当法人が、過払い金を回収して依頼者の手元にお金が戻った時点で、この19万8000円を依頼者が新宿事務所に支払うか、あるいは、当法人が依頼者に代わって新宿事務所に立替払いするというやり方が、弁護士法72条後段との関係においては、安全だと主張しました。

そうしたところ、新宿事務所は、以前はそのやり方（立て替え払いするやり方）でやっていたのだが（会認知事件乙9・4頁及び添付資料3）、貸金業者にそれが知られ、過払い金の回収業務を妨害されたので、他の5つの事務所と話し合って、弁護士法人が新宿事務所に直接支払う現在の形に変えたというでした。

すなわち、過払金の調査業務については、司法書士法で認められた簡裁代理権の範囲内かどうかを確認するための作業として適法であり（会認知事件乙2）、司法書士報酬を受領することができるし、過払金回収のための裁判書類等の作成は、やはり裁判書類の作成業務として司法書士法で認められていますから、当然、司法書士報酬を受領することができます。よって、新宿事務所が、調査業務と過払金回収のための裁判書類等作成の報酬として、19万8000円を受領する旨を依頼者と合意することは何ら妨げられることではありません。

そして、上記の合意を前提として、新宿事務所から140万円超え案件を引き継いだ弁護士事務所が、司法書士報酬である19万8000円を依頼者に代わって新宿事務所に支払っていました。その弁護士事務所は、新宿事務所が作成した引き直し計算書等の電子データと裁判書類等の引継ぎを受けて、これらを自らの業務処理に利用し、過払金を回収していました。この場合、弁護士は、

確定した司法書士報酬を、依頼者に代わって司法書士に支払っているだけなので、これが周旋料ではないことは明らかです。

しかし、新宿事務所は、途中から、上記の依頼者と合意するやり方を変え、私たちが新宿事務所から引継ぎを受けることになった2014年12月末の時点では、案件の引継ぎを受けていた他の弁護士事務所が新宿事務所に司法書士報酬の19万8000円を直接支払う旨の契約を交わしていました。

このように、弁護士事務所との間で契約を取り交わす形に変更した一番の理由は、依頼者との間で契約を取り交わしてこの19万8000円という金額が表に出ること（貸金業者に伝わること）を新宿事務所も弁護士事務所も嫌ったからです。具体的に説明すると、新宿事務所と依頼者との間の契約書に19万8000円を依頼者が新宿事務所に支払うことが記載されており、その後、案件が弁護士に引き継がれていることから、「引き継いだ弁護士が依頼者に代わって19万8000円を新宿事務所に支払っているのではないか。これは有償周旋にあたるのではないか。」と貸金業者Dに騒がれたことがきっかけでした。このようになった理由は、Dが依頼者に接触して、新宿事務所と依頼者との間の委任契約書を入手したからでした。司法書士から弁護士への代理権超え案件の引継ぎはニーズが強いにもかかわらず、その引継ぎのガイドラインがないばかりか、かえって、弁護士から司法書士への金銭のやりとりが発生した場合に、貸金業者から有償周旋の疑いがあるとの攻撃材料にされ、それが引き継いだ弁護士が担当する過払い金訴訟において争点として持ち出されることによって、依頼者にとって不利益となるおそれもありました。そのような訴訟戦術をとられること自体が過払金回収の遅れにつながりますし、全く理由がない貸金業者からの懲戒請求を嫌がり、万が一依頼者にとって不利益な和解がなされたりしたら、それこそ貸金業者の思う壺です。そのため、新宿事務所と新宿事務所から既に案件を引き継いでいた他の弁護士事務所は、このような貸金業者からの攻撃を回避するため、貸金業者が接触してくる依頼者との間で直接19万8000円の司法書士報酬を合意することを止め、案件を引き継ぐ弁護士事務所が（依頼者に代わって）新宿事務所と19万8000円の司法書士報酬を合意することにしたのでした。

新宿事務所は、上記の経緯を説明したうえで、「19万8000円のやりとりが貸金業者の目に触れると、攻撃を受ける。過払い金請求の裁判において、貸金業者から、この論点を主張されると、過払い金の回収業務に支障があるので、新宿事務所と弁護士事務所との直接の契約のほうが良い。新宿事務所と弁護士事務所との直接の契約であっても、新宿事務所がやっている業務の内容は全く同じだし、新宿事務所の顧問弁護士（元東京弁護士会副会長のC弁護士）の意見もある。他の5つの弁護士事務所も、それぞれ代表弁護士が納得の

うえ、その形態でやっているから問題ない。」と主張しました。

たしかに、新宿事務所の言うように、実体は同じことだし、19万8000円の合意を依頼者とするか弁護士とするかで、周旋料にならなかったりなりするには論理的におかしいと思いました。また、依頼者との間で19万8000円の合意をする場合には、①過払い金を回収していない段階で19万8000円の報酬が発生してしまい、現実的でないこと（依頼者はお金が手元にないので払えません。また、過払い金を回収できていないのに、なぜ19万8000円を支払う必要があるのかと依頼者が困惑する可能性があります。）、②依頼者との間で発生した19万8000円の司法書士報酬を引き継いだ弁護士が依頼者に代わって支払い、過払い金を回収した段階で最終的に依頼者との間で清算する（弁護士が自ら受領する弁護士報酬から19万8000円を支払ったことにし、既に支払った19万8000円について、別途依頼者との間で清算を求めない）というやり方が技巧的で、依頼者にとってわかりづらいこと、③19万8000円というのは、結局のところ司法書士と弁護士の報酬分配に過ぎず、依頼者にとって全く利害関係がないこと、等の問題もありました。そして、少なくとも新宿事務所の顧問弁護士を含めて6名の弁護士が、このやり方について、有償周旋には当たらないと考えているということも、本件取引を推進する理由になりました。

#### （7）依頼者との直接合意や直接の了解がなくても周旋料とは評価できないこと

しかし、今回、東京弁護士会の懲戒委員会においてこうした判断を受けたことで、今思えば、新宿事務所に依頼者との間で19万8000円の合意をしてもらえば、より良かったと思っています。あるいは、少なくとも、「当法人が、新宿事務所から引き直し計算書等の成果物を譲り受け、訴状等一式の作成を委託する司法書士報酬として、新宿事務所に19万8000円を支払うこと」について依頼者から了解を得ておけば、より良かったとの思いもない訳ではありません。そうしておけば、懲戒委員会からこのような判断は受けなかったのではないかと残念に思います。

では、私たちが、なぜ、19万8000円について、依頼者の合意を取るという選択ができなかったのか、それは、ひとえに、司法書士から弁護士への引き継ぎのガイドラインが存在せず、かえって、弁護士法72条後段という条文が金科玉条の如く立ちはだかり、私たちに大きな萎縮効果を与えていたからです。すなわち、弁護士から司法書士に金銭が支払われたという事実を知った者が、その事実だけを取り上げて短絡的にこれを有償周旋であると騒ぎ立てることがあり得るので、そうであれば適法な支払であっても極力貸金業者の目に触れ

ないようにした方がよいだろうと考えたのです。

また、新宿事務所から引直し計算書等の引継ぎを受けて自らの業務に利用するのは弁護士事務所ですし、また、大量に引き継がれる過払金請求事件を前にして、自らの事務処理能力だけでは対応できないことを理由に新宿事務所に対して裁判書類作成業務を委託する必要があったのは他ならぬ弁護士事務所のニーズでしたから、弁護士事務所と新宿事務所が直接、これらの引継ぎを受けることと業務委託することを合意し、その対価を依頼者が本人訴訟支援を受ける前提で新宿事務所と従前合意していた対価と同額に取り決めるのは、実態にも即していて自然なことだとも言えると思います。ここには、新宿事務所に対して紹介料を支払おうという意図や目的などありませんし、そのように評価されるべき事実もありません。

私たちは、依頼者との間で合意がなくても、この取引は適法であり、有償周旋と認定されるようなものではないと確信していました。ですから、もし仮に本件が表に出たとしても、堂々とこの取引の適法性について説明をすれば良いと思っていましたし、実際にも、会認知事件が綱紀委員会に付される以前の司法調査課の調査段階や、非弁提携弁護士対策本部による調査の段階でも、誠実に調査にしたがい、照会に対しても忠実にありのままの事実を回答してきたつもりです（会認知事件甲14・甲15）。

#### （7）代理権超え案件の引継ぎガイドラインがないことについて

そもそも、私たちは、司法書士の代理権超え案件の引継ぎに関するガイドラインもない中で、法律家として、弁護士法及び弁護士職務基本規程に違反しないよう注意してこの取引を実行しました。日弁連は、日司連との間で、司法書士の代理権を超えた案件の引継ぎについてガイドラインを取りまとめる方向で調整をする必要があると折に触れてコメントしていました<sup>1</sup>が、実際には、まったく話は進んでいないそうです。私が日弁連や東京弁護士会の要職をなされている弁護士から聞いたところによると、「そもそも司法書士に簡易裁判所の代理権を与えたこと自体、弁護士会としては快く思っていない。当時は、弁護士が少なかったために、やむを得ず、司法書士の職域を拡大させざるを得なかつたが、現在では、弁護士は増員したのだから、むしろ司法書士から簡易裁判所の代理権は取り上げるべきだ。代理権を超えた場合の引継ぎなど、司法書士の職域拡大につながるような議論はできるはずもない。」という意見が根強

---

<sup>1</sup> 2018年度東京弁護士会期成会の基本政策によれば、2016年6月27日の最高裁判決を踏まえた日弁連と日司連との協議が継続しており、司法書士の権限を越えた際の弁護士への引継ぎ方法が協議テーマとなっていました（会認知事件乙27、請求事件乙68）。

いからだとのことでした。しかし、このような弁護士と司法書士の職域の争いの結果、スムーズに引継ぎを受けることができず、とばっちりを受けるのは多数の依頼者たちです。司法書士から弁護士への事件の引継ぎがなされなければ、依頼者は、司法書士に辞任されて、今度はゼロから弁護士を探さなければならなくなり、事件の解決が遅れるし、司法書士費用と弁護士費用を二重に支払わなければならなくなり、依頼者にとって何も良いことはありません(なお、懲戒委員会は、依頼者が司法書士の引き直し計算電子データを無償で譲り受けられる上に、それを持参して自分にとって有利な弁護士を探せるなどと言いますが、明らかに無理です)。最近は、過払い金返還請求が時効消滅にかかるケースが多く、引継ぎがスムーズにできなければ、今後、過払い金返還請求権を時効で失う依頼者が多数発生することは間違ひありません。依頼者を抜きにした士業間の醜い職域争いなど、一般国民から理解してもらえるはずもありません。現実には、司法書士には簡易裁判所の代理権が与えられており、特に債務整理事件においては、140万円を超えるかどうかは引直し計算をしなければわからないため、司法書士が受任した債務整理案件につき、どうしても代理権超え案件が多数発生します。140万円超え案件を司法書士が本人訴訟支援により対応することは現実的には困難が伴いますし、依頼者の権利擁護のためにも望ましいとは言えませんから、必然的に弁護士に引き継ぐことになりますし、それが依頼者の利益のためにもあるべき姿だと思います。司法書士と弁護士が補完関係に立って、司法書士の代理権超え案件を円滑に引き継げるようになるのが司法制度改革の趣旨にも沿うものです。是非とも適切な引継ぎガイドラインを策定していただき、司法書士から弁護士への引継ぎが円滑になされ、依頼者が不利益を被らないで済む形を構築してもらいたいです。

司法書士に簡易裁判所の代理権が与えられた2003年以降、もう17年もの間、司法書士から弁護士への代理権案件の引継ぎが、全国各地で発生しているというのに、そのルールが決まっていないのです。債務整理を取り扱っている司法書士は数多くおり、140万円を超えた案件の弁護士への引継ぎは、当法人や他の5つの法律事務所と新宿事務所との関係に限らず、全国的に広く行われています。具体的な事務所の名前を挙げることは差し控えますが、私たちが少し情報収集しただけでも、引継ぎに当たり、もっと高額の1件当たり30万円を弁護士が司法書士に支払っていたり、弁護士が司法書士に支払う報酬を弁護士が回収する過払金の金額に比例させている例も見られました。債務整理事件を取り扱う多くの弁護士・司法書士が、140万円超え案件の引継ぎの必要があるのに、弁護士法72条後段や弁護士法27条前段、弁護士職務基本規程13条1項の解釈に苦慮し、どのように引き継げば良いのかわからず困っています。これは、司法書士法の改正を受けて代理権超え案件の引継ぎが不可避

的に発生することは確実なのに、17年もの間にわたりそのような状況に適切な指針を示すガイドラインを策定しようともしない日弁連の怠慢ではないかと、私は思います。

弁護士会が引継ぎに関するルールを作らずにいながら、かえって本件のような事案を有償周旋に該当すると指摘し、しかも、いわゆる整理屋・紹介屋との悪質な非弁提携と同視するかのように会立件をしてまで、業務停止6月という極めて重い懲戒処分を科すというのは、本当にひどい話です。

#### (8) 完全成功報酬制の委任契約であるという特殊性

新宿事務所は、過払金返還請求事件に関して、いわゆる完全成功報酬制（着手金を無料とし、過払金を回収した場合には成功報酬を支払ってもらうという報酬体系）を採用していました。依頼者の多くは、手元にお金がなく、一方、過払い金返還請求は、勝訴の確率が高く、また、貸金業者からの回収可能性も高いため、過払い金返還請求事件については、多くの弁護士・司法書士が完全成功報酬制で、依頼を受けています。

議決書は、司法書士が直接依頼者に報酬を請求し、また、弁護士が直接依頼者に報酬を請求するという形で、それぞれが個別に依頼者に対して報酬を請求すれば良かったという趣旨のことを言っています。しかし、議決書は、本件が完全成功報酬制の委任契約であるということを見落としています。司法書士が、依頼者に19万8000円を請求しても、過払い金を回収する前には、依頼者は手元にお金がないので払えません。過払い金を回収する前に、費用を請求されることで、依頼者が困惑することは、上にも述べたとおりです。こういう事情があるからこそ、事件を引き継いだ弁護士が、司法書士の業務の成果物たる引き直し計算電子データや作成された訴状を使わせてもらうことに対する報酬を支払うという形で、司法書士の報酬を清算しているわけです。本件は、司法書士の報酬を必ず依頼者が払わなければならないか、あるいは司法書士の業務成果物を利用した弁護士が払っても良いのかという問題であり、結局は、司法書士の報酬の清算をどういうやり方で行うべきかという話です。そのやり方の違い程度で、紹介料になったりならなかったりして、適法か、違法かが変わるというのは論理的ではないです。しかも、違法だとしたうえで、犯罪行為と同等の業務停止6月もの重い処分を科すべきこととは全く思えません。懲戒委員会の議決は明らかにおかしく、私は常軌を逸していると思います。

#### (9) 弁護士同士の引継ぎのケース

議決書は、成果物の譲り受けとともに事件の紹介を受けた際に、成果物の対価を支払うとそれは違法な紹介料となり、それは、弁護士同士の場合でも同じ

だと言います。

そうすると、たとえば、弁護士Aが、多数の任意整理事件を受任して、引直し計算をし、共同原告による過払い金返還請求の訴状を作成したところで、急病になって辞任することとなり、知人の弁護士Bが、これを引き継いで過払い金を回収したというケースにおいて、弁護士Aが弁護士Bから、過払い金の調査費用および訴状等一式の作成費用として、1件あたり19万8000円を受領したという事案もダメであり、しかも業務停止相当の極めて悪質な事案だということになります。しかし、この19万8000円は、過払い金の調査費用および訴状等一式の作成費用であり、明らかに弁護士の報酬の分配です。これを問題視する意図がよくわかりません。何が悪いというのでしょうか。法律というものは、規制の趣旨目的があります。非弁提携や紹介料の規制の趣旨目的は、依頼者が損害を被ったり、濫訴を防止することですが、このような事案で弊害はないことは明白です。リーガルマインドが欠落していると言わざるを得ないと思います。

## 6 新宿事務所との業務委託契約の締結

上記のようなやり取りを経て、当法人は、新宿事務所との間で、2015年4月28日に、正式に業務委託契約を締結して、引き直し計算電子データを含む新宿事務所の業務成果物を引き継ぎ、また、訴状等裁判書類を作成してもらうことで、依頼者の過払い金返還請求事件を迅速に、また過払い金の極大回収を目指して解決していきました。

## 7 [X]による産業スパイ活動と鈴木希の懲戒請求

2014年12月25日より、新宿事務所の代理権超え過払い金返還請求事件が当法人に引き継がれるようになると、当然ですが、貸金業者はそのことを認識します。[X]の元役職者（実名による陳述書を懲乙30の添付資料1として提出しているのでご確認ください。）によれば、2015年のはじめ頃には、[X]の[E]元代表弁護士は、貸金業者からの情報提供を通じて、新宿事務所の代理権超え案件が当法人に引き継がれていることを知り、早速、2015年4月1日付で、[X]の事務職員であった[F]を新宿事務所に産業スパイとして潜入させました。しかし、新宿事務所のガードは固く、[F]は新宿事務所と当法人の間の金銭の流れを示す証拠を入手できずに、結局、2015年11月25日に退職することとなりました（審乙13・新宿事務所斎藤司法書士の電子メール及び懲乙30添付資料1・[X]元役職者陳述）。その後、[X]は、事務職員の[G]に、こんどは当法人への潜入を指示しますが、[G]はこれを拒否して退職しました（懲乙3

0号証添付資料2及び3)。2016年1月頃、最終的に、[X]事務職員の鈴木希(以下「懲戒請求者鈴木」といいます)が当法人に産業スパイとして潜入することになり、当法人の事務職員採用面接を経て、2016年3月1日に入所しました。なお、[X]から、[F]には500万円、懲戒請求者鈴木には1000万円の退職金が支給されました(懲乙30添付資料1・[X])。

#### X 元役職者陳述)

懲戒請求者鈴木は、わずか5カ月程度、当法人に在籍し、その間に当法人から新宿事務所へのお金の流れを示す証拠をはじめとする本件の関係資料を不正に入手のうえ、2016年9月27日に本件の懲戒請求を申し立てました(懲乙30及び懲乙30添付資料1)。

#### 8 綱紀委員会がその守秘義務に違反して懲戒請求の内容を漏洩したこと

懲戒請求者鈴木は、懲戒請求において、当法人が、新宿事務所に1件につき19万8000円の紹介料を書類作成料名目で支払っており、当法人が新宿事務所に書類作成業務を委託しているというのは、カモフラージュであると主張し、当法人が新宿事務所作成の引き直し計算電子データを利用せずに、引き直し計算をはじめからやり直しているだとか、新宿事務所から引き継いだ過払い金返還請求事件のうち、当法人が提訴しているものは4割程度に過ぎず、当法人は新宿事務所が作成した訴状を利用していないなどと悪意をもって虚偽の主張を繰り返しました。懲戒請求者鈴木は、真実は[X]から送り込まれた産業スパイであるにもかかわらず、当法人の元従業員による組織的な違法行為の内部告発という体裁を取ったことから、極めて悪質でした(その意味で、[X]は厳罰に処せられるべきです。なお、私は、2019年9月20日[X]及び[E]弁護士を東京弁護士会に懲戒請求し、現在、綱紀委員会に係属中です。)。

当法人が懲戒請求者鈴木に対する反論を準備していた2016年10月上旬頃、当法人の弁護士1年目の勤務弁護士が、会派の先輩弁護士から「ベリーベストに対する懲戒請求の話を綱紀委員から聞いた。その内容からして一刻も早く退職したほうが良い。」と聞かされたと、私に報告をしてきました(平成28年10月20日付け請求事件上申書)。まだ当法人が答弁書も出していない段階で、スパイである懲戒請求者鈴木の言い分だけを鵜呑みにして、しかも守秘義務があるはずの綱紀委員が情報を漏らすなど、とんでもないことだと思いました。綱紀委員が情報を漏らしたことで、それが伝播し、広く弁護士業界内において、「ベリーベストが新宿事務所と非弁提携をしている。」「ベリーベストが新宿事務所から代理権超え案件を買い取っている。」などとまことしやかに噂されるようになり、当法人は、その後の司法修習生や中途弁護士の採

用活動にも大きな支障を來したばかりか、この年は、入所1年目の新人弁護士を中心に10名を超える退職者が出るなど、大きな被害を受けました。

## 9 東弁元副会長からの情報提供

2016年12月8日に、東弁ゴルフのサークル活動や会派活動等でいつも大変お世話になっている東弁元副会長の某先生にたまたまお会いしたところ、「新宿事務所との提携の件、あれは本当なのか?」と尋ねられました。込み入った話になることから、改めて日程を調整して某先生を訪問することになり、私が本件の経緯や事情を説明したうえで、某先生が私たちに教えてくださったことをまとめた議事録が懲乙36です。当時の私たちの代理人であった近藤早利先生へメールで報告する際に添付した書面です。

このとき、某先生は、「本件が会立件事案であり、理事会で申し立てることを決定した事案であること、弁護士から司法書士へお金が流れている場合はアウトになること、司法書士から弁護士に紹介された案件に関して業務委託がなされているので周旋の潜脱と看做されること、当法人と新宿事務所という組み合わせが良くないこと、本件では、お金が流れた証拠があるので、かわいそうだが一罰百戒といった感があること。」などを仰っていました。

私たちは、当時は、懲戒請求者鈴木の件が綱紀委員会に係属していただけであり、■吉の件での連絡を弁護士会から受ける以前であったことから、会立件事案だと言われても何のことなのかよく意味がわかりませんでした。したがって、某先生が■吉のことを言っているのに、私たちは懲戒請求者鈴木のことを言っているのだと勘違いしたりして、少し話しがかみ合いました。

しかし、今振り返ると、正にこのときに某先生が言っていた通りの結果となりました。予言のようです。2017年11月29日付けで会立件がなされたこと、懲戒委員会の解釈が、このとき某先生が仰っていた理屈とまったく同じであること、一罰百戒ということで業務停止6月という重い処分がなされたことなどです。この乙懲36は、本件の結論がはじめから決まっていたことを示す重要な証拠だと思います。

なお、■吉の事案では、当法人から新宿事務所へのお金の流れを示す証拠は何もありませんでした。新宿事務所から当法人への請求書も■吉の事案では出てきていません。したがって、東弁の理事会は、鈴木事件で綱紀委員会に提出された請求書によって、当法人から新宿事務所へのお金の動きを把握し、■吉の件で、当法人を取り締まろうとしていたものと思われます。これは、綱紀委員会の守秘義務（東京弁護士会綱紀委員会規35条）に違反しており、その手続きにおいて瑕疵があると考えます（1つ目の手続違法）。

## 10 司法調査課からの■吉の件での呼出しとその手続きの違法について

### (1) 代理人を同席させてもらえなかったこと

翌2017年2月8日に、■吉の件での事情聴取ということで、東弁の司法調査課より呼び出しを受けました。このとき、私と浅野は、懲戒請求事件の代理人である近藤早利弁護士を同席させてほしいと申し出ましたが、ひとまず本人たちだけで来てほしいということで、司法調査課はそれを許可しませんでした。また、この事情聴取が、いったい何の法律あるいは規則を根拠としたものであるかについても事前に知らされることではなく、当日になって、この手続きが、非弁提携行為の防止に関する会規第6条に基づく調査だと聞かされ、鈴木による懲戒請求と同じ論点であることが明確になりました(会認知事件甲14、1頁)。

鈴木による懲戒請求と同じ論点である可能性が高いので、代理人の近藤先生に同席してもらおうと思っていたにもかかわらず、それを司法調査課が許可しなかったことは当法人の防御権の観点からして問題があると思います。

### (2) 私たちが誠実に対応したこと

私たちは、当法人と新宿事務所との取引について、何もやましいことはなく、隠すことはないと考えていたため、司法調査課からの質問に全て誠実に回答しました。当法人が新宿事務所に支払っている金員は、決して紹介料などではなく、新宿事務所が司法書士業務をしたことに対する正当な報酬であるということを理解してもらおうと努めました。

その後、関係資料の提出をし、2017年7月14日に、今度は、非弁提携弁護士対策本部による事情聴取があり、これについても誠実に対応しました。

### (3) 委員らが先入観をもって調査に臨んでいたこと

当時、私たちは、懲戒請求者鈴木が悪意をもって当法人が新宿事務所に紹介料を支払っていると主張したことの影響で、非弁提携対策本部の委員らが、当法人が非弁提携をしていると誤解しているだけで、委員らに対して、きちんと丁寧に事実を説明すれば、理解してもらえると思っていました。

現に、新宿事務所に対する事情聴取では、委員らが、当法人が新宿事務所に依頼者紹介の対価を支払って過払い金返還請求事件の紹介を受けていたという先入観を持って調査に臨んでいたことが明らかです(会認知事件答弁書4頁・会認知事件甲16)。

特に、会認知事件甲16・19頁34行目～36行目の「私どもが念頭に置いていたのとは、直接お話を承ったのはずいぶんイメージが違ったので、それを踏まえてまた若干組み立てが変わるかもしれないというところはあるかもし

れません。」という発言は、あらかじめ有償周旋であることを前提として、その理論構成が変わるという趣旨、具体的に言えば、紹介契約に基づき紹介料を支払っていると思っていたものの、業務委託契約に仮装して実質的に紹介料を支払っていたと構成を変える必要があるとのニュアンスの発言であると受け取れます。

後述するように、非弁提携防止会規8条では、東弁は当法人に対して是正措置を行わせることができます。私たちは、東弁から是正措置をするよう連絡があれば、当然素直に従うつもりでした。

しかし、東弁は、私たちの説明を理解しようともせず、当初の当法人に対する悪い先入観を維持したまま、残念ながら、後述のように、いきなり私たちを会立件しました（会立件が違法であることも後述します）。

#### (4) ■吉の件で非弁提携行為防止会規第6条による調査が許されないこと

ところで、同会規6条「非弁提携行為の疑いがあるときは…調査をすることができる。」とあり、同規則3条1項1号では、「非弁提携行為の疑いがあるときとは、非弁提携防止対象事件の依頼者を勧誘する広告をした者から『非弁提携防止対象事件』を紹介されて受任した場合と規定し、同会規3条1項で、「非弁提携防止対象事件」とは、金融業者に対して多重に債務を負担する者から受任する、〇〇事件、〇〇事件・・・であるところ、■吉は多重債務者ではありませんでした（引継ぎ当時の潜在的債権者1名のみ=プランネル。プランネルへの支払額は月々7800円（会認知甲1 ■吉陳述1頁））。

よって、■吉から受任する事件は「非弁提携防止対象事件」ではなく、当法人が広告者たる新宿事務所から「非弁提携防止対象事件」を紹介されて受任したことはありません。

したがって、■吉の件について、東弁が、私たちを非弁提携行為防止会規に基づき、非弁提携の疑いで調査することはできなかったのです。

#### (5) 委員が調査協力義務を強調して供述や資料提出を求めたこと

にもかかわらず、委員らは、2017年2月8日の司法調査課による事情聴取の冒頭で、「弁護士会の方は調査権限がありまして、非弁提携に関しましては会員の方も調査を受けたらこれに応じる義務がある」、「調査が6条で協力義務が7条で」（会認知事件甲14事情聴取1頁）と告げ、非弁提携防止会規をわざわざ示しました。

そして、「事実関係を調べて、それが非弁提携に当たると考えたら綱紀に立件するかもしれませんけれども」（同2頁）と述べて、調査の結果、会請求する可能性があることを述べました。

また、同事情聴取において、資料提出を求められる際に「先生方もその調査協力義務を負うという形になりますので、その点を心得てご回答願いたい」(同2頁)と協力義務を強調しました。

非弁提携弁護士対策本部より、送付された2017年6月12日付け調査協力要請書(会認知事件甲4)には、「『非弁提携行為の防止に関する会規』第7条に基づき、当対策本部の調査にご協力ください。」「調査開始通知書でもお伝えしましたが、貴法人がこの協力を拒否する場合は、その理由を書面にて提出してください。正当な理由なくして協力を拒んだ場合(理由を記載した書面が提出されない場合を含む)には、本会会規違反行為として、懲戒されることがあります。」と記載されています。

■吉の件は、非弁提携防止会規6条で調査協力義務を負わせることのできる「非弁提携防止対象事件」ではないため、この調査は違法でした(2つ目の手続違法)。また、後述しますが、非弁提携防止会規6条に基づき調査をした結果、会請求することは違法であるとされています。

#### (5) 会請求の各証拠が違法収集証拠であること

■吉の件が、「非弁提携防止対象事件」ではない以上、本来ならば、司法調査課や非弁提携弁護士対策本部は、私たちに調査協力義務を課して、事情聴取することなどできなかったのですから、これにより得られた各関係証拠は違法収集証拠として、判断の資料とすることはできないはずです。

また、仮に■吉の件が、「非弁提携防止対象事件」であると仮定しても、非弁提携防止会規6条に基づく調査協力義務を課して調査した結果、後述するように、会請求することはできないので、会請求が違法となりますし(審乙12・弁護士懲戒手続の研究と実務(第3版)日本弁護士連合会調査室101頁)、これら一連の手続きによって得られた各関係証拠は同様に違法収集証拠として、判断の資料とすることはできません。

#### 1.1 新宿事務所の新規受任停止と解散

2017年3月いっぱいをもって、新宿事務所は広告を停止し、新規案件受任をすべて停止しました。その理由としては、広告費が高騰し、また過払い金が消滅時効にかかる案件の割合が増加してきたため、採算が合わない可能性が出てきたということでした。そのため、当法人に新宿事務所から引き継がれる案件も以降はなくなりました。そして、2018年3月いっぱいをもって、新宿事務所は残務処理を終えて、解散及び清算の手続きに入りました。

#### 1.2 アディーレへの業務停止2月の処分と新法人の設立について

当法人は、毎年複数の支店を開設していたのですが、法人の規模が大きくなるにしたがい、銀行借入の額も増えていました。支店を開設する際には、勤務弁護士に社員となってもらう必要がありますが、弁護士法人の社員は、弁護士法人の債務について、無限連帯責任を負うことから、勤務弁護士に支店長への就任を打診すると、無限連帯責任の負担が大きいことを理由に、固辞されることが多くなり、思うように支店を開設できない状態となっていました。そこで、2017年には、西村あさひ法律事務所（西村あさひ法律事務所内には、法律事務所内に「弁護士法人西村あさひ法律事務所」（支店を開設するための法人）と「弁護士法人 NISHIMURA&ASAHI 法律事務所」という二つの弁護士法人が存在します）等の四大法律事務所のやり方を参考にして、支店を運営するための弁護士法人を新たに設立し、その弁護士法人は一切借入をしないことにして、支店長になる社員弁護士の責任が重くならないようにしようと考えるに至りました。

また、私と浅野は、大学同窓・ゼミも同じで、司法修習も同期という間柄なのですが、2013年に当法人に入所した萩原達也弁護士も、同じく大学同窓・ゼミも同じ、司法修習も同期（弁護士登録番号は、私が29986で、萩原弁護士が29985）でした。萩原弁護士は、当法人に入所後、大阪オフィスの所長、名古屋オフィスの所長を経て、2017年5月に東京オフィスに戻ってきていたのですが、それまで赤字だった大阪及び名古屋オフィスを黒字化して経営改善に貢献してくれたこと、当法人が弁護士100名を超える大きな組織となり、経営層の弁護士を増やす必要があると考えたことから、これまでの私と浅野による2人代表制から、私と浅野と萩原弁護士による3人代表制にすることを考えていました。

ちょうど、当法人の決算期が11月30日であるため、この決算期に合わせて、支店運営のための弁護士法人と、萩原弁護士の弁護士法人を開設することにしたのです。同年11月17日にベリーベスト弁護士法人が、2017年1月27日に弁護士法人 VERYBEST が設立されました。

そうしたところ、2017年10月12日に、アディーレが景表法違反の件で業務停止2月の懲戒処分を受けて、数万人の依頼者の案件を全件解除させられるというニュースが流れました。また、友人の弁護士から、東弁懲戒委員長の助川裕弁護士が、アディーレの量刑について、「アディーレが東京弁護士会を訴えたこと等、これまでにたくさんの『気に食わないこと』があった」ので、これらを他事考慮して業務停止2月を選択したと述べていたことなどを聞かされました（審乙14）。そして、前述のとおり、東弁の執行部は、当法人が新宿事務所から代理権超え案件を買い取ったことを前提にしており、当法人を一罰百戒に処す意図があると聞いていたことや、東弁の執行部の弁護士たちが

「A（アディーレ）の次は、B（ベリーベスト）だ。」などと述べて、当法人が業務停止以上の重い処分を受けることがもはや既定路線であるかのような話がなされていると耳にしたのでした。

私は、東弁の綱紀委員の先生方や懲戒委員の先生方が、本件を予断偏見なく、公平に審理してくだされば、必ずや本件が非行と言えるようなものではないことを理解してくださり、懲戒処分を受けることなどあり得ないと考えていました。しかし、懲戒委員長である助川弁護士のアディーレに対する他事考慮の発言を友人の弁護士伝手に聞いたり、東弁執行部の弁護士たちが、異口同音に「A（アディーレ）の次は、B（ベリーベスト）だ。」と述べていることを知り、本件で、当法人が業務停止以上の処分を科される可能性があるかもしれませんと考えるに至りました。仮に当法人に業務停止1月を超える処分が科せられた場合、当法人は、依頼者との委任契約を解除せざるを得ないこととなり、依頼者に大変な迷惑をかけることになります。また、これにより、当法人には多額の損害が発生し、当法人・私・浅野が破産する可能性が出てくるばかりか、何の落ち度もない社員弁護士にまでも無限連帯責任が及び、彼らも破産するなどの可能性が出てきます。というのは、当法人は、過払い金返還請求事件だけでなく、B型肝炎給付金請求事件や、交通事故の損害賠償請求事件、労働者側の労働事件など、多くの案件を完全成功報酬制で受任しており、その報酬で資金繰りを行っているからです。業務を止められ、結果として受任事件を吐き出させられれば、直ちに資金ショートしてそのまま破産となる可能性が高く、その場合、その他の使用人弁護士や従業員も職を失い、その家族を含めて露頭に迷わせることになります。そのような恐ろしいリスクを抱えて、当法人が今後も事件を受任し続けることなど、到底できません。業務停止になるかどうかは、私が決定できることではなく、懲戒委員会が決定することです。わずか1パーセントでも、当法人が業務停止を受ける可能性があるならば、上記のリスクを回避することが、経営者としての責任です。

したがって、このリスクを回避するために、当法人で受任している事件をできる限り減少させることにしました。もし万が一にも業務停止1月を超える処分を受けた場合でも、受任事件が存在しなければ、依頼者に迷惑をかけることはありません。新規受任は停止し、係属案件を極力終了させ、終了しない事件は他の弁護士に引継ぐことにしたのです。

しかし、新規受任を停止すれば、当法人の所属弁護士らや従業員の生計は立てられません。いずれ解雇することになってしまいます。

そこで、彼らの雇用を維持するために、所属弁護士及び従業員らは、ベリーベスト弁護士法人と、弁護士法人VERYBESTに移籍してもらうこととしたのです。

上記は、当事務所所属の弁護士、所員一人ひとりの納得を得て実行したことです。所属弁護士の中には、上記が「懲戒逃れ」と言われ、新法人へ移籍したことを理由に「懲戒逃れに加担した」として、所属弁護士たちが懲戒請求されるのではないかと懸念する者も当初は多数いましたが、私や浅野が、そのようなことにはならない旨を丁寧に説明した結果、最終的には、皆納得してくれたのです。

### 1.3 会立件と新宿事務所への警告

2017年12月13日に、当法人に会立件の調査開始通知が届きました。また、同年12月14日付で、東京弁護士会より、新宿事務所に警告書が届きました。警告書では、新宿事務所が当法人との間で、弁護士法72条後段の有償周旋をしていると認定されました。

当法人への会立件は、■吉事件について、非弁提携防止会規6条に基づき、非弁提携弁護士対策本部と非弁取締委員会が連携して調査したうえで、東弁会長の名義でなされました。しかし、非弁提携防止会規8条によれば、調査の結果、必要があると認めるときは、規則4条で定める是正措置を行わせることができるとされており、規則4条6項で、「第三者との契約の解除又は変更」とあります。つまり、東弁は、調査の結果、弁護士職務基本規程13条1項違反があると考えたのであれば、当法人に対して、規則4条6項に基づき、新宿事務所との業務委託契約を、解除又は変更するように、当法人に事前に弁明の機会を与えたうえ（会規8条2項）で、是正措置をとるべきでした。これをせずに、いきなり会長名義で会立件するというのは、明らかに違法です（3つ目の手続違法）。

また、条解弁護士法によれば、法58条2項に規定する会立件をなすにあたり、「会規等により対象弁護士等に調査協力を義務付けることの可否について、法58条2項では、懲戒の事由があると思料するときは『綱紀委員会に事案の調査をさせなければならない』と規定されており、対象弁護士等に調査協力義務を課す調査は、綱紀委員会において行なうことが予定されている（法70条の7）ことから許されないと解される（審乙11・条解弁護士法第5版483頁）。」とされており、また、日本弁護士連合会調査室編『弁護士懲戒手続の研究と実務（第3版）』101頁（審乙12）によれば、「多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止に関する規程5条及び6条（現行会規では6条及び7条）は、違反行為についての調査及び調査協力義務について規定しているが、これらはいずれも、懲戒請求を目的とするものではないことから許容されるものである。」とされています。

したがって、私たちに対して、非弁提携防止会規6条に基づく調査協力義務

を課しての調査をしたうえで会立件することは法70条の7に違反して違法です（4つ目の手続違法）。

懲戒請求は、弁護士の権利身分に重大な影響を与える事項であることは言うまでもありません。ましてや、会立件は、被懲戒者のほとんどが業務停止以上の処分を受けることからして、その行使にあたっては、より一層慎重な検討が必要であるにもかかわらず、上記のような初步的な手続違法によって、違法な会立件がなされました。現に、私たちは、この違法な会立件によって、これまでに数々の不当な不利益を受けて、大きな損害を被ったばかりか、違法な会立件に端を発した懲戒委員会による業務停止6月の処分によって、弁護士としての権利身分を停止させられ、また非行弁護士というレッテルを貼られて、弁護士としての誇りと名誉を大きく傷つけられるなどの重大な被害を受け続けています。

日弁連懲戒委員会におかれでは、できる限り早く、私たちに対する違法・不当な仕打ちを解いていただくことを願うばかりです。

#### 14 東弁からの懲戒逃れとの指摘

2017年12月下旬、東弁の松山憲秀副会長から新法人設立の件で事情を聴きたいという連絡がありました。翌2018年1月16日に、当法人に、東弁の遠藤常二郎副会長と松山副会長が来所し、私と浅野が事情聴取を受けました。このとき、私どもは、ベリーベスト弁護士法人は、萩原弁護士の代表就任に伴い設立した弁護士法人であり、弁護士法人VERYBESTは、社員弁護士の無限連帯責任の負担を軽減するために設立した支店運営法人であること、いずれの弁護士法人も東弁会長による会立件の以前に設立されていることを説明しました。

しかし、その後、同年2月1日付で、東弁から、新法人の設立が「懲戒処分の潜脱を企図したもの」であると疑われるから是正せよとの連絡文書が届きました（審乙9）。

この連絡文書の東弁の主張は、法律的に理解できるものではなかったことから、当法人は、同年2月28日付で、懲戒処分の潜脱にはあたらないことを回答しました（審乙10）。

弁護士法62条1項2項で、審査請求人らは、懲戒手続中、他の弁護士会への登録換えを禁じられており、懲戒逃れなどできません（審乙9・審乙10）。

そもそも、弁護士法上、懲戒は弁護士及び弁護士法人を対象としており、法律事務所を対象とするものではありません（弁護士法56条1項）。懲戒により法律事務所全体の機能を停止させるべき事案においては、法律事務所に所属する他の弁護士に対しても懲戒請求を行うのが本来の筋であり（弁護士法人化

していない法律事務所においては通常意思決定をしたボス弁のみが懲戒請求され、他の所属弁護士には影響がないこととのバランス上もこのように考えられます。）、現に鈴木からの懲戒請求においては、神奈川県弁護士会への懲戒請求分を含め、審査請求人らの他に15名の弁護士と審査請求人の川崎支店と横浜支店が懲戒請求の対象とされました（いずれも懲戒不相当とされました（綱紀委員会議決書、懲戒請求事件乙77の1乃至78の2）。

その後、東弁から新法人設立の件で連絡が来ることはなかったため、私どもは、新法人の設立が懲戒逃れとは言えないことについて、東弁が理解してくれたものと考えていました。

ところが、東弁の懲戒委員会は、量刑事情において、弁護士法人VERYBESTの設立が懲戒逃れだと議決して、重い処分の理由としました。何ら法的に根拠のないことを理由に、量刑を重くすることなどできないのであり、明らかに不当な議決です。

## 15 懲戒委員会からの資料提出依頼について

当法人は、一貫して、綱紀委員会及び懲戒委員会に対して、本件について、予断偏見を持たずに公平に審理してほしいと伝えていました。しかし、2019年5月28日付けの懲戒委員会からの資料提出依頼は、ひどい内容でした。ここでは、本件の経緯や契約内容、新宿事務所が行なった業務等に関する質問は一切なく、懲戒請求の対象ではないベリーベスト弁護士法人と弁護士法人VERYBESTを含むベリーベスト法律事務所全体について、新宿事務所との間で、どれくらいの数の案件の引継ぎが行なわれたのか、新宿事務所にどれくらいの金額を支払ったのか、新宿事務所からの引継ぎ案件について全体でどれくらい売り上げたか、ベリーベスト法律事務所の設立以降の総売上や債務整理・過払い金返還請求事件の売上についての質問が中心でした。はじめから非行があったことを前提に、量刑の材料を集めるための質問であることが明白でした。

会請求の事案は、■吉の件だけが問題になっていますし、懲戒請求者鈴木も2016年4月に引き継いだ事案について問題としています。本件の審理対象は限られているのに、審理対象に関する質問は何もしないで、審理対象となっていない時期の質問をしたり、当事者とは関係ない第三者についての質問をしたりする態度は極めて問題があると思います。

2019年6月14日付けの意見書3において、本件資料提出依頼は、懲戒請求にかかる事実と客観的な関係がないから、弁護士法67条3項の「審査に関し必要があるとき」の要件を満たさず、したがって、懲戒委員会会規23条2項の「正当な理由」があるものとして資料提出要請に応じませんでした。

しかし、懲戒委員会は、「審査に関し必要があるとき」に該当すると考える理由を示すこともなく、これを量刑において、当法人らに不利に斟酌しました。

#### 16 懲戒委員会の審査期日を公開したことやメディアによる報道について

私たちは、懲戒委員会が当法人に対する予断と偏見に基づき、はじめから結論ありきで審理することをとても危惧していました。そこで、懲戒委員会に対して、マスメディアをはじめとする外部の目による監視が必要と考え、2019年5月8日付けで審査期日の公開を請求しました。また、本件懲戒請求は、国民に身近な司法を実現するという司法制度改革に伴う司法書士法の改正により、司法書士が140万円以内の紛争案件を代理できるようになった結果として必然的に発生した事象が問題とされている事案であり、国民の関心事であるという認識から、マスメディアの取材にも対応することとしました。その結果、2019年7月31日に、産経新聞が本件を記事化し（審乙15の1）、また、その後も記事化には至っていないものの、読売新聞、日本経済新聞、共同通信の取材に応じました。また、日刊ゲンダイ（審乙15の2、3、5）と東洋経済（審乙15の4）からも取材を受け、これらはインターネットで記事が配信されました。いずれも、当法人の見解に好意的であり、東弁による本件懲戒請求の正当性に疑問を投げかけています。にもかかわらず、東弁は、こうした世論の論調も無視し、独善的な判断で、当法人を処分しました。

また、懲戒処分の議決書を、ウェブサイトにて公開したところ、朝日新聞のインターネットニュース「法と経済のジャーナル」にて、スティーブン・ギブンズ外国法事務弁護士（上智大学教授）がコラム記事を書いてくださいました（審乙15の6）。同教授は、当法人から新宿事務所への支払いは、違法な紹介料ではなく、正当な清算取引として解釈できる余地が十二分にあると評しています。同教授の「弁護士の紹介料と報酬の分配についてのニューヨーク州及びアメリカ法曹協会規則上の取扱い」と題する意見書を本件審査請求において提出しますので、ご参考ください（審乙7の1、2）。

私たちは、このような不当な懲戒処分に屈することなく、断固闘い続ける所存であり、今後も東弁の懲戒処分の不当性や手続きの違法性をマスメディアに訴えかけたり、インターネット等を通じて自ら発信することにより、世間に訴えていくつもりです。

#### 17 おわりに～私たちの裁判を受ける権利を保障していただくために～

これまでに何度も述べてきたように、東弁は、はじめから私たちを業務停止にするつもりで、予断偏見をもって審理にあたり、私たちの言い分にほとんど耳を傾けることはありませんでした。また、会立件に至る手続きには、上記の

とおり、会立件それ自体の重大な違法も含めて、少なくとも4つもの違法があります。

東弁は、東京司法書士会が本件と同一事案について新宿事務所を不処分としたことや（懲乙3）、元最高裁判事の那須弘平先生（懲乙5）や神戸大名誉教授の阿部泰隆先生（懲乙32、33）が適法意見を述べていること等も無視し、弁護士法72条後段や弁護士職務基本規程13条1項について、まったく新しい解釈を編み出してまで、私たちを処分しました。

本件は、東弁が会立件した事案であり、東弁は言うなれば、私たちの対立当事者です。私たちが被告人で、東弁は検察だったと表現しても良いかもしれません。本件が、日弁連の手続きに上って、ようやく公平な第三者のもとで審理される環境になったと私は考えています。

懲乙31号証の阿部泰隆神戸大名誉教授の論文をご覧いただきたいです。日弁連での懲戒手続は、地方裁判所と同じレベルで審査請求人の防御権を保障していないから、その後、高裁・最高裁の二審しか争えないことが、三審制を保障した裁判を受ける権利を侵害すると述べられています。日弁連の懲戒手続では、少なくとも地方裁判所と同程度の適正な手続きに則って、公平・公正な審理をしてくださることを祈るばかりです。